

京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 103 号

京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(禁止行為)」を付し、同条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第5条の見出しを削り、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、条例第8条第1項本文に規定する別に定める行為としない。

第5条第1項中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同項第2号イ中「(その価額が500円以内のものに限る。)」を削り、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職務として出席した会議その他の会合又は職務上の必要性に基づいて参加した行事若しくは式典において、利害関係者から飲食物（自己の飲食に要する費用が5,000円以内のものに限る。）の提供を受けること。

第5条第2項中「同項各号に掲げる行為を行うことができる」を「条例第8条第1項本文に規定する別に定める行為としない」に改め、同条第3項を削る。

第7条中「地方公務員法第38条第1項」の右に「又は教育公務員特例法第17条第2項」を加える。

第8条第1項後段中「庶務担当部の部長又は庶務担当室の」を「庶務を担当する部

長又は」に改め、「(区民部長が欠けたときは、あらかじめ区長が指名する副区長(区役所支所にあつては、副支所長))」を削る。

第9条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号を次のように改める。

- (1) 職務上の必要性に基づいて出席した多数の者が出席するパーティー等において、利害関係者から飲食物の提供を受けること。ただし、第5条第1項第2号に掲げる行為を除く。

第18条を第19条とし、第12条から第17条までを1条ずつ繰り下げ、第11条の次に次の1条を加える。

(利害関係者と共に飲食をする場合の届出)

第12条 職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が5,000円を超えるときは、あらかじめ任命権者に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができない場合においては、当該行為をした後直ちにその旨を文書により任命権者に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による届出を要しない。

- (1) 利害関係者が職員と私的な関係がある者であるとき。
- (2) 利害関係者が職員と同じ部局若しくは機関で勤務した関係又は本市の機関が行った研修若しくは本市から派遣されて参加した研修を同時に受けた関係がある者である場合において、当該利害関係者以外の者を含む多数の者が飲食をする場に出席するとき。

(3) 職員が、本市が主催し、又は共催する事業に職務として出席するとき。

3 第1項の規定による届出は、第10条第1項に規定する関係業者等対応届により

行うものとする。

別記様式を次のように改める。

関係業者等対応届

(あて先) 任命権者	年 月 日
	所 属 職 名 氏 名

<input type="checkbox"/> 京都市職員の倫理の保持に関する条例第8条第2項 <input type="checkbox"/> 本文 <input type="checkbox"/> ただし書 <input type="checkbox"/> 京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則第12条第1項 <input type="checkbox"/> 本文 <input type="checkbox"/> ただし書		の規定により届け出ます。	
行為をしようとし、又はした年月日		年 月 日	
基 因 と な っ た 事 実			
行為の内容	<input type="checkbox"/> 飲 食	自己の飲食に要する費用	円
		場 所	
		時 間	時 分から 時 分まで
	<input type="checkbox"/> その他	同席者の概数	人
利害関係者から利益を受ける場合にあつては、利益を受けようとし、又は受けた価額		円	
利 害 関 係 者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
	氏名（法人にあつては、名称）		
	利害関係者が事業者等とみなされる役員等の場合にあつては、当該役員等の役職又は地位及び氏名（当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名）		
利害関係者と職員の職務との関係及び当該職員が属する機関との関係	第 号		
行 為 の 必 要 性			
あらかじめ届け出ることができなかった場合にあつては、その理由			

- 注1 該当する□には、レ印を記入してください。
- 2 行為の内容のその他の欄には、金銭の贈与、有価証券の譲受け、有価証券以外の物品の贈与、不動産の贈与又は役務の提供の区分及びそれぞれの具体的な内容を記載してください。
- 3 利害関係者と職員の職務との関係及び当該職員が属する機関との関係の欄には、京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則第3条第1項各号のいずれに該当するかを記載するとともに、具体的な内容を記載してください。
- 4 行為1件ごとに記入してください。
- 5 自己の飲食に要する費用の額又は利益を受けようとし、若しくは受けた価額について、届出者が推計した額を記載している場合にあつては、その推計した根拠となる書類を添付してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の行為について適用し、同日前の行為については、なお従前の例による。

(総務局監察室)